

日吉津村教育委員会告示第1号

「日吉津村ふるさと読本（仮称）」制作業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施告示

「日吉津村ふるさと読本（仮称）」制作業務委託事業者について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

令和6年10月28日
日吉津村教育委員会
(公印省略)

1 業務目的

日吉津村教育委員会が発行する、日吉津小学校の社会科及びふるさとキャリア教育等で使用するための「ふるさと読本（仮称）」の制作にあたり、デザイン専門知識があり DTP 機器を熟知した専門業者の技術を活用することで、より効率的に、「興味を引く」紙面づくりを行うほか、児童の学習活動に必要な情報を、限られた紙面により多くより効果的に配置することで、「わかりやすい」紙面づくりを目指す。

2 業務概要

- | | |
|----------|------------------------------------|
| (1) 業務名 | 「日吉津村ふるさと読本（仮称）」制作業務 |
| (2) 業務内容 | 『「日吉津村ふるさと読本（仮称）」制作業務委託仕様書』に記載のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和7年11月30日まで |
| (4) 履行場所 | 鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津930 日吉津村教育委員会事務局 |

3 公募型プロポーザル参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (1) 公募開始日から契約締結日までの間、鳥取県及び日吉津村において指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 令和5年日吉津村告示第84号（令和6年度において日吉津村が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「印刷類」及び「イベント・広告・企画」の資格を認定されている者であること。
- (3) 鳥取県米子市、境港市、西伯郡及び日野郡内に主たる営業所を有し、随時、迅速かつ具体的な連絡・調整・協議等が可能な者であること。
- (4) 令和2年度以降に地方公共団体等の広報誌、パンフレット、ポスター・チラシなどを企画・製作した実績がある者であること。

4 添付資料

- (1) 「日吉津村ふるさと読本（仮称）」制作業務に係る公募型プロポーザル実施要領
- (2) 「日吉津村ふるさと読本（仮称）」制作業務委託仕様書

5 問合せ先

日吉津村教育委員会事務局

住所 〒689-3553 鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津930

電話 0859-27-5956（直通） FAX 0859-27-0624

メール kyouiku@vill.hiezu.lg.jp